

■平成16年4月1日以降に退職した方

※生年月日により、第2標準年金および第3標準年金の支給期間（保証期間）が異なります。

※支給開始年齢を満60歳から満65歳までの年齢で選択することができます。

※年金の支払いは後払いです。支払月の前月分までを年金額により次のように支払います。

[年金額9万円以上：偶数月、6万円以上9万円未満：2月・6月・10月、3万円以上6万円未満：6月・12月、3万円未満：6月]

生年月日	支給開始年齢	支給開始時期	保証期間		
			第1標準年金	第2標準年金	第3標準年金
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれ	満60から満65歳	選択した年齢に達した翌月分から支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始から15年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします）</li> <li>・保証期間終了後は年金額が約半分になり、ご存命の限りご本人にお支払いします（終身年金）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始から13年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします）</li> <li>・保証期間満了で支給が終了します。</li> </ul>	
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日生まれ	満60から満65歳	選択した年齢に達した翌月分から支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始から15年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします）</li> <li>・保証期間終了後は年金額が約半分になり、ご存命の限りご本人にお支払いします（終身年金）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始から12年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします）</li> <li>・保証期間満了で支給が終了します。</li> </ul>	
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日生まれ	満60から満65歳	選択した年齢に達した翌月分から支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始から15年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします）</li> <li>・保証期間終了後は年金額が約半分になり、ご存命の限りご本人にお支払いします（終身年金）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始から11年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします）</li> <li>・保証期間満了で支給が終了します。</li> </ul>	
昭和24年4月2日生まれ以降	満60から満65歳	選択した年齢に達した翌月分から支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始から15年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします）</li> <li>・保証期間終了後は年金額が約半分になり、ご存命の限りご本人にお支払いします（終身年金）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始から10年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします）</li> <li>・保証期間満了で支給が終了します。</li> </ul>	